

保 管 依 頼 書

令和 年 月 日

三朝町長 様

下記、買受財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで三朝町に保管を依頼します。引渡しを受ける前に下記、買受財産が破損、紛失などの被害を受けても、三朝町が一切責任を負わないことに同意します。

記

買受財産（売却区分番号）

第（ ）号

住所・所在地
氏名・名称
電 話 番 号
携帯電話番号



（印鑑証明印）

※買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。ご了承ください。

※保管できる期間は、売払代金の残金納付日から 30 日間です。